

# 申請により 私立中学校の 授業料の負担が 軽減されます!



所得にかかわらず**年額10万円**を受給できます  
令和8年度は臨時的に**2万円**を受給できます

※令和8年度は、授業料軽減助成金10万円に臨時支援2万円を加算し、合計**12万円**を受給できます。

## 申請できる方

生徒と保護者が東京都内に住所を有していること



都内及び都外の私立中学校等に在学する生徒の保護者の方

### 【留意事項】

- ①助成額は12万円の範囲内で保護者が負担した授業料額が上限となります。
- ②学校の制度などにより授業料が全額免除されているなど、実際に授業料の負担がない場合は本制度の助成の対象とはなりません。

**助成を受けるためには毎年度必ず申請が必要です**



